

## 実質化された永田地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	永田地区(妙寺、永田中村、的場、永田本町、辻石王田集落)	令和3年3月31日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	99.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	67.6ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	18.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.4ha
(備考)	

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

## 2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が7ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

対象地区の中心経営体は3経営体おり内法人(認定農業者)が1経営体、個人が2経営体(内1経営体が認定農業者)である。(有)アグリ永田郷は、水稻を中心に、大麦とWCSの複合経営を行い、個人の2経営体は、柑橘類を主体とした栽培を行っている。

地区内農家の高齢化に伴い離農や規模縮小する出し手がいる場合は、有限会社アグリ永田郷を中心に農地の集約化を図っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	3 経営体		44.3 ha		47.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、8筆、4,279㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
鳥獣被害防止対策の取組方針 地域ぐるみでの、侵入防止柵の設置等に取り組む。
その他 柑橘生産農家等が高付加価値化や低コスト化の取組を進めるためには、有限会社アグリ永田郷が地域内の農地を集積し、効率的に土地利用型農業を行うことが重要であり、また、地区内農家の高齢化に伴い離農や規模縮小する農家が出てくることも想定されることから、今後も地区内で定期的な協議の場を設け、有限会社アグリ永田郷を中心に農地の集約化を図っていく。